在沖米海兵隊員による凶悪的蛮行・性的暴行事件等に関する抗議決議

令和７年３月、米軍基地内で成人女性に性的暴行を加え、さらに別の女性にけがを負わせたとして、沖縄県警は４月７日、不同意性交と傷害の容疑の疑いで在沖米海兵隊員を書類送検し、那覇地方検察庁は同月 30 日付で起訴した。また、同年１月には別の米兵による性的暴行事件が発生していたことも、併せて明らかとなった。

県内では、23 年 12 月の少女暴行事件以降に発生した米兵による性的暴行事件は、今回分かった２件を含め７件に上る異常事態で、市民と県民に強い衝撃と大きな不安を与えている。

本市議会は、本年１月に「在沖米海兵隊員による凶悪な蛮行・性的暴行事件等に関する意見書・抗議決議」を全会一致で採択して、厳重に抗議し実効ある抜本的な再発防止策等を講ずるよう日米両国の関係機関に強く求めたばかりである。

それにもかかわらず、同様の事件が発生したことは、女性の尊厳と人権を蹂躙し、県民の安心･安全な生活を脅かすものであり、極めて遺憾で激しい怒りと憤りを禁じ得ない。事件を防止できなかった日米両国政府の責任は極めて重大であり、実効ある再発防止策が急がれている。

沖縄は戦後 80 年を経た今日もなお、全国の米軍専用施設面積の約７割が集中し、県民は基地から派生する事件・事故・爆音・環境汚染等により、筆舌に尽くしがたい犠牲と過重な負担が強いられている。

今回の事件は、米軍や日米両国政府が綱紀粛正を強調し再発防止策を講じても、それが機能せず、同様の事件・事故が繰り返される沖縄の現実を明確に示すものとなっている。

よって、本市議会は、女性と県民の人権、生命、財産を守る立場から、在沖米海兵隊員による凶悪的蛮行・性的暴行事件等に関して、満身の怒りをこめて厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く要求する。

記

１　被害者への謝罪及び完全な補償並びに丁寧な精神的ケアを行うこと。

２　市民と県民が安全･安心して生活できる、実効性のある抜本的かつ具体的な再発防止策を講ずること。

３　米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定については、主権国家としての立場を踏まえ、抜本的な改定を行うこと。特に、刑事事件に関する身柄引渡条項については、公務外の事件において日本側が容疑者の身柄を速やかに確保できるよう、早急に改定すること。

４　米軍基地の加重負担解消に向け、在沖米軍基地の整理・縮小を積極的に推進すること。

５　日米両政府が取り組む新たなフォーラムにおいては、早急に正確な実態把握を行い、事件等の再発防止へ実効性のある対策の確立を図ること。

以上、決議する。

令和７年（2025 年）５月 22 日　　那覇市議会

あて先：米国大統領、米国国防長官、米国国務長官、駐日米国大使、在日米軍司令官、
在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊太平洋基地司令官、在沖米国総領事